

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの期間、63年7月から同年9月までの期間及び平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年3月まで  
② 昭和63年7月から同年9月まで  
③ 平成元年4月

退職する際、会社の上司に勧められ、昭和38年4月ごろA市役所B出張所で国民年金の加入手続をした。

昭和39年4月から40年3月までは自分で市役所の窓口に行き、保険料を1年分か2年分まとめて納付し、63年7月から同年9月までの期間と平成元年4月は、夫が勤務中に見つけた金融機関で夫婦二人分を同時に納付していたので、記録訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の16か月を除き、国民年金の加入期間である32年1か月間の国民年金保険料をすべて納付している上、昭和38年4月から61年3月までの23年間、国民年金に任意加入していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の任意加入期間の納付日を見ると、昭和38年度及び41年度から44年度までの期間は保険料を1年分又は2年分まとめて納付していることが確認でき、申立内容と一致する上、その後も4回にわたり過年度納付している期間が確認できることから、申立期間①について、申立人が一括で過年度納付したと考えても不自然ではない。

さらに、昭和62年4月から63年6月までの保険料は、夫婦共に同一日に納付されていることが確認できる上、63年7月から平成2年2月までの保険料については、社会保険庁の納付記録によると申立人の納付日は不明であるもの

の、申立人の夫の保険料は、申立期間②及び③を除き過年度納付されていることが確認できることから、申立期間②及び③の保険料が、いったん未納であったとしても、未納保険料の納付意識が高かった申立人が、申立期間②及び③の保険料を未納のまま放置しておくことなく納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1003

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月及び同年3月

申立期間について、父親に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ってもらったと同時に保険料を納付してもらったので、未納とされていることは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時A社に勤務していたが、勤務先との雇用契約内容の変更に伴い、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、国民年金への切替手続きを行っており、申立人の経済状況及び加入理由から、国民年金保険料を国民年金被保険者資格取得時から納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立期間の国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号の払出時期（昭和53年6月）からみて過年度納付となるため、市町村の窓口では、現年度保険料である昭和53年度保険料と併せて納付することはできないが、申立人が居住していたB市C区の同区役所では、窓口で過年度保険料の納付書を保管し、未納者に対して、過年度保険料を納付するように案内していたことが確認できる上、申立人の国民年金加入手続きの際、申立人の父親に同行した申立人の妻は、区役所で加入手続きを行った後に金融機関で保険料を納付した記憶があると述べている。

さらに、申立期間以外の国民年金保険料はすべて納付済みであり、申立人の国民年金に対する納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1004

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで  
伯母から国民年金の話聞いていたので、昭和53年3月に会社を退職した後、同年4月ごろに、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。  
昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を金融機関で納付しているので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の7年間（第3号被保険者期間を除く）について、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。また、申立期間は12か月と短期間である上、納付済期間はすべて現年度納付によるものであり、適切に保険料納付を行っていた申立人が申立期間の保険料を納付しなかったのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年4月ころに払い出されていることから、申立人は国民年金の加入手続を同年4月ころに行っていることが確認でき、その時点で申立期間は国民年金保険料の現年度納付が可能な期間であり、同年5月以降も過年度納付が可能な期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月及び同年6月

昭和36年4月、A村において、国民年金に任意加入した。

その後、厚生年金保険に加入したことから、国民年金の被保険者資格を喪失したが、昭和47年4月、夫の転勤により、A村からB町（現在は、C市）に転居したのを契機に、同年5月ころ、B町において国民年金に再び任意加入した。

最初の国民年金保険料は、昭和47年7月に同年5月及び6月の2か月分をB町役場の窓口において納付し、それ以降の保険料も、役場において納付した。

社会保険事務所に国民年金の加入状況について照会したところ、B町における最初の2か月分の保険料が還付され、当該期間が未加入期間となっていたとの回答であった。

保険料の還付を受けた記憶は無いことから、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が2か月と短期間であり、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和47年4月、その夫の転勤により、A村からB町に転居したのを契機に、同年5月ころ、B町役場において国民年金の任意加入の手続を行ったとしているところ、申立人が所持している当時の国民年金手帳の資格取得年月日は、47年5月1日と記載されており、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付について、昭和47年7月にB町役場の窓口において納付したとしているところ、申立人が所持している領

収書から、申立人が申立期間の保険料 900 円を B 町役場において納付していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の特殊台帳では、申立人の B 町における最初の国民年金の被保険者資格取得日は、昭和 47 年 7 月 4 日となっており、申立人の国民年金手帳の被保険者資格取得日と異なっている上、当時、申立人は任意加入対象者であるにもかかわらず、特殊台帳では強制加入となっており、社会保険事務所の記録に不自然な点がみられる。

その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1006

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から51年3月まで

昭和49年ころ、A市役所において、国民年金の加入手続を行った。

その後、A市からB市に転居し、国民年金保険料を納付していたが、昭和54年ころ、未納保険料の納付書が送付されてきたため、C社会保険事務所の窓口において、未納保険料約7万円を一括納付した。

申立期間について、保険料が未納とされているが、納得できない。年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人が、申立期間の保険料を一括納付したとする時期及び場所について、当時、結婚して間もないころであり、保険料を納付する社会保険事務所の場所が分からなかったため、その夫に社会保険事務所の場所を教えてもらい、保険料を納付したとしており、申立期間の保険料の納付時期及び場所について、記憶が明確である。

さらに、申立人は、保険料を一括納付したとする社会保険事務所について、大きなビルの中にあっただとしていたところ、当時、管轄の社会保険事務所は、現在と異なり、民間ビルに所在していたことが確認でき、申立人の主張と一致する。

加えて、申立人が保険料を一括納付したとする時期は、第3回の特例納付の実施時期に該当し、申立人は申立期間の保険料を一括納付することが可能であった上、一括納付したとする保険料の金額も、特例納付により申立期間

の保険料を納付した場合の金額と一致し、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1007

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

20歳になった昭和43年3月に国民年金に加入し、その保険料は父親が納付していたが、45年3月に結婚した以降は義父が納付していた。

昭和57年9月から保険料を自分で納付するようになり、義父から年金手帳を渡された際に、国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みと聞いていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和43年3月に国民年金に加入し、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金被保険者の種別変更手続も適切に行っており、国民年金に対する意識が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の義父は既に死亡しており、申立人の申立期間の納付状況は不明であるものの、A町の国民年金被保険者名簿の記録には、申立人の義父及び義母の保険料は納付組織を通じて定期的に納付されており、昭和43年度から47年度までの5か年については保険料が前納されていることが確認できる。

さらに、申立人の義父は、昭和45年10月22日に翌年9月までの保険料を申立人の義母と共に前納しているところ、同名簿には同月30日に申立人及びその夫の同年4月から同年9月までの保険料の一括納付及び同年10月から46年9月までの保険料の前納の記録が確認できることから、申立人の義父が、申立人の申立期間に係る保険料を45年10月の同時期に併せて納付していたものと考えすることは不自然ではない。

加えて、申立期間は3か月と短期間であり、申立人の義父及び義母は昭和

36年4月に国民年金に加入した後、60歳の到達時に至るまで保険料の未納が無く、申立期間当時の婚家の事業経営は順調であったと申立人も供述していることから、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1008

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等：

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和22年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和50年1月から同年3月まで

昭和48年10月末に出産のため会社を退職し、母親の勧めですぐに国民年金に加入した。加入手続きは自分がA市B区役所で行い、国民年金保険料は3か月ごとに納付した。

保険料は何十年間、ずっと滞ることなく納付していたのに、申立期間だけ未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、昭和48年12月に国民年金に任意加入して以降、途中の第1号被保険者期間を含み60歳に至るまで、申立期間及び平成元年7月の1か月を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、保険料を滞ることなく納付していたと述べているところ、上述の納付済期間すべてが現年度納付又は前納であることが社会保険庁のオンライン記録から確認できることから、申立人の供述は基本的に信用できる。

さらに、申立期間当時、申立人の生活状況に特段の変化は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月及び同年8月

申立期間は、厚生年金保険に加入するまでの2か月間に国民年金に加入して国民年金保険料を納付した期間であり、この時、妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手續と国民年金保険料の納付も、すべて私が行った。

しかし、年金の加入記録には申立期間が未納とされており、一方、妻は納付済みと記録されている。

国民年金の加入手續や保険料の納付はすべて私が行ったのに、納付記録が無いことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である。

また、申立人は、昭和56年11月の結婚以降現在に至るまで、申立期間を除き厚生年金保険又は国民年金に加入し、その保険料も納付している上、平成14年2月（1か月間）の厚生年金保険から国民年金への切替手續も適切に行っていることから、申立人の年金制度に対する意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人は「妻の国民年金の加入手續は自分が行い、申立期間の保険料は、納付書が届いたので、平成4年10月ごろに納付書に現金を添えて金融機関で妻の分と一緒に納付した。」と主張しているところ、申立人の妻は、申立期間に第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更されていること、及びその妻の申立期間に係る保険料が4年10月に納付されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できることから、申立内容は基本的に信用できると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月26日から43年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和40年12月1日から53年5月末までの間、会社の名称変更はあったが、B社及びA社に継続して勤務しており、申立期間における厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与明細書及び複数の同僚の供述により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年1月の社会保険事務所の記録及び給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、4万5,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年1月1日であるが、商業登記簿謄本によると当該事業所の法人としての登記は42年7月27日であること、社会保険事務所の記録により申立人と同様にB社が適用事業所に該当しなくなった同年12月26日に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、43年1月1日にA社に

において同保険の被保険者資格を取得した者が 31 人存在することが確認できること、当該 31 人のうち申立人を含め 6 人が継続して勤務していたと供述していることを併せて考えると、当該事業所は 42 年 12 月において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和 55 年 9 月 30 日に適用事業所に該当しなくなっており、事業主と連絡が取れず供述は得られないものの、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る 42 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年5月1日まで

昭和33年3月23日から59年10月31日までA社に勤務していた。その間、会社名はいろいろ変わったが、当該事業所には継続して勤務し、一度も途中で退職したことは無いのに、申立期間の1か月間について加入記録が確認できなかった。厚生年金保険の加入期間に空白期間があるとは考えられないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に発行した「退職金支給計算書」、元事業主から提出された申立人の申立期間に係る辞令並びに、元事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和36年4月1日にB社からA社（同日にB社から分社）に異動し、両社において継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間は、分社化に伴いB社からA社に異動した際に生じた欠落期間であり、申立人と共にB社からA社に異動した同僚は、「B社とA社とは、分社化前と同じ事務所で執務しており、組織が分割されただけで勤務環境等は何も変わらない実質上同じ会社であった。給与もB社の給与担当者から支給され、その月（4月分）のみ給与額が異なっていた（手取額が増えた）ことも無く、厚生年金保険料も控除されていた。」と供述している上、元事業主は、「経営上の問題から、登記上分社化し、業務を分けた経緯があったが、B社とA社とは実際は同一事業体であった。給与事務はB社で一元的に行っており、退職

金も両社の勤務期間を通算して計算していた。厚生年金保険には、アルバイトを除き、両社の全社員が加入していた。」と供述している。

さらに、申立期間当時のB社の給与担当者は、「私はB社の経理担当係だったが、A社の社員の給与事務も行っていた。申立人はB社からA社へ継続して勤務していることから、申立期間の保険料も給与から控除していたものと思う。」と供述している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、A社に係る昭和36年5月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によれば、A社については、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本により、申立期間において、同社は法人事業所であることが確認でき、常時5人以上の従業員を使用する事業所と認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和58年4月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。
- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。
- 3 なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月18日から同年5月1日まで  
② 昭和60年4月16日から同年5月1日まで  
③ 昭和61年4月16日から同年5月1日まで  
④ 昭和62年4月13日から同年5月1日まで  
⑤ 昭和63年4月8日から同年5月1日まで  
⑥ 平成元年4月12日から同年5月1日まで  
⑦ 平成2年4月10日から同年5月1日まで  
⑧ 平成3年4月10日から同年5月1日まで

昭和58年から平成4年まで、A社が経営するC事業所において、毎年4月から11月までD施設のE業務に従事していたが、各申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①については厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる給与明細書を保管しており、他の申立期間についても同保険料を給与から控除されていたので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録、申立人が保管する給与明細書及びB社が保管する給与支払集計表により、申立人がA社に昭和58年4月18日から継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により同年5月支給分給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和58年5月の社会保険事務所の記録、申立人が保管する同年5月の給与明細書及び当該事業所が保管する同年5月の給与支払集計表から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、この一方で、「毎年、D施設の営業を開始する際の従業員との雇用契約は個人ごとに異なっていたが、申立期間当時は、事務が繁雑となることを避けるため、社会保険の加入手続については、4月から雇用した者についても5月1日に一括して行っていた。」と供述している上、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における申立人の資格取得日が昭和58年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及びB社が保管する給与支払集計表により、申立人がA社に昭和60年4月16日から継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により同年5月支給分給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和60年5月の社会保険事務所の記録及び当該事業所が保管する同年5月の給与支払集計表から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、この一方で、申立期間①と同様に供述している上、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における申立人の資格取得日が昭和60年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③から⑧までについては、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、A社に継続して勤務してしたことは認められる。

しかしながら、B社が保管する昭和61年5月、62年5月及び63年5月

の給与明細一覧表によると、各月の社会保険料控除額は、いずれも当時の雇用保険料額と一致している上、当該事業所が保管する平成元年5月、2年5月及び3年5月の賃金台帳においては、各月について雇用保険料が給与から控除されたことは確認できるものの、厚生年金保険料及び健康保険料が給与から控除されたことを示す記載は無いことから、申立人の申立期間③から⑧までに係る厚生年金保険料は給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における申立人の申立期間③から⑧までに係る資格取得日は、それぞれ、昭和61年5月1日、62年5月1日、63年5月1日、平成元年5月1日、2年5月1日、3年5月1日となっており、これは、社会保険事務所の記録と一致していることから、事業主は、厚生年金保険の加入記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚16人のうち、社会保険事務所の記録により、個人が特定できるとともに当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できた者は12人であるが、このうち申立期間③から⑧までの前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者二人の同保険被保険者資格取得日は、各年とも5月1日であり、いずれも、申立期間③から⑧までにおいては同保険の被保険者であった形跡が無い上、当該12人のうち他の9人は、いずれも、申立期間⑧より後の期間において加入記録が確認できるとともに、別の一人は、申立期間②の前後においてのみ加入記録が確認できることから、これらの者も、各申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無い。

このほか、申立人の申立期間③から⑧までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事務所の資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年8月1日まで  
年金記録照会をしたところ、昭和39年7月21日にA社C事務所において資格喪失し、同年8月1日に同社D支店において資格取得したことになる。

転勤による異動であり、入社以来継続して同行に勤めているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、退職所得特別徴収票、申立人と同日付けで異動したことが社内報で確認できる同僚から提出のあった給与明細カード（写し）（昭和39年7月分の給与がA社C事務所において支給されていることが推認できる）、及び「昭和39年7月中は、C事務所においてD支店の開設準備業務を行い、同支店の建物が完成した同年8月初めに勤務先がD支店に移った。」とする複数の同僚の供述から判断すると、社内報に記載されている発令日は昭和39年7月21日であるものの、申立人は、同年8月1日にA社C事務所から同社D支店に異動し、同行に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C事務所における昭和39年6月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、元事業主への確認もできず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格喪失の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月、同年12月、44年1月から同年8月までの期間、45年7月から同年10月までの期間、46年5月から同年9月までの期間、47年5月から同年7月までの期間及び51年11月から52年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月及び同年12月  
② 昭和44年1月から同年8月まで  
③ 昭和45年7月から同年10月まで  
④ 昭和46年5月から同年9月まで  
⑤ 昭和47年5月から同年7月まで  
⑥ 昭和51年11月から52年1月まで

父親から常日ごろ、年金は大事だと聞かされており、その父親は、自分自身の厚生年金保険が切れた転職時には国民年金保険料を支払っていた。

私が結婚した際にも、国民年金保険料の支払を忘れないように父親から言われており、私は支払を続けていた。

そういう父親であるから、申立期間について私の国民年金保険料を支払ってくれていたと思っているので、納付した事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人が加入手続等を行っていたとする父親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は6回にも及び、制度上、国民年金に加入できない20歳未満の期間が含まれるほか、申立人の父親が厚生年金保険に加入していなかった期間について国民年金に加入していた形跡は無いなど申立内容には不自然さ

がみられる上、同居していた申立人の姉妹も申立期間当時、国民年金に加入していないことが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 53 年 3 月 22 日の時点では、申立期間について、制度上、特例納付によるほかはさかのぼって保険料を納付できず、申立人が特例納付を行ったこと、及び申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1011

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月

平成11年4月1日で公務員を退職し、1か月間無職になった。老後を考えA市B区役所へ行き、国民年金加入手続及び保険料納付を行ったので、申立期間が未加入及び未納であることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、共済組合員資格喪失後、国民年金への加入手続が行われた形跡が無い。

また、申立期間に係る社会保険庁の加入勸奨名簿が平成13年2月20日に作成されていることから、この時点でも申立期間は国民年金の未加入期間となっていたことがうかがえ、申立人が保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、平成11年4月に共済組合員の資格を喪失後、同年5月に厚生年金保険の資格を取得しており、申立人の妻についてこれに併せて国民年金被保険者の種別変更がなされているが、申立期間である同年4月の第1号被保険者への種別変更の届出は、同年5月の第3号被保険者への種別変更に併せて同年6月10日に事務処理が行われたことが社会保険庁の記録から確認でき、第3号被保険者の届出を必要とした申立人の妻についてのみ申立期間の切替手続が行われ、その際に国民年金保険料が納付されたとしても不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1012

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 53 年 3 月まで

私は既に紛失しているが、手元に茶色の国民年金手帳があったことを記憶しており、昭和 51 年 8 月に妻が自身の国民年金の加入手続をしたので、その時点から、それまで未納だった私の国民年金保険料を妻と一緒に納付してきた。

保険料の納付は、結婚当時から家計を担ってきた妻が行ってきたが、妻の保険料は納付済みで、私だけが未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、「再 53. 2. 1」と記載があることから、厚生年金保険の「初めて被保険者となった日(昭和 40 年 1 月 10 日)」は、この時点で整理され、厚生年金保険の被保険者証に代わるものとして年金手帳を発行したものと推認できる。

また、社会保険事務所の国民年金記号番号払出管理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 2 月に払い出されたことが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同手帳の再発行時に併せて行われ、同手帳に記載された国民年金の「初めて被保険者となった日(昭和 42 年 8 月 1 日)」は、53 年 2 月からさかのぼって取得されたものと推認できる。

さらに、申立人は、その妻と一緒に国民年金保険料を納付していたとすると、申立期間直後の昭和 53 年度の納付日を確認すると、4 期中の 3 期は夫婦で別の日に納付しているほか、申立期間当時の保険料額は申立人が記憶する保険料額と異なるなど申立内容を裏付ける状況はみられない。

加えて、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人の国民年金保険料の

納付を行ったとする申立人の妻には、保険料をさかのぼって納付した記憶が無い上、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1013

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から55年3月まで

昭和51年3月に会社を退職し、同年4月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、納付書が送付されたら、必ず銀行で納付してきたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、当該番号前後の任意加入者に払い出された番号から、昭和55年4月から同年5月ころに払い出されたものと推定でき、申立人の国民年金の加入手続はそのころに行われ、年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日（昭和51年4月1日）」は、当該払出時期からさかのぼって取得されたものと推認できる。

また、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは時効により納付できない期間である上、申立人にはさかのぼって保険料を納付した記憶が無く、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が納付していたとする国民年金保険料は、当時の保険料額と相違している上、申立人が提出した昭和53年及び54年分の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」には、社会保険料の控除額の記載は無い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1014

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

申立期間当時はA業を経営しており、お客様から国民年金のことを教わったので、そのお客様に加入手続をしてもらい、定期的に国民年金保険料を納付してきた。

申立期間に保険料を納付した記録は無いが、納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身も国民年金の加入手続に関与していないため、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人は、保険料の納付方法について、納付書に現金を添えて市役所窓口で納付したと述べているが、申立期間当時は印紙検認方式であったことから、申立内容に不自然さがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年8月ごろに払い出されており、その時点では申立期間の保険料を特例納付でしか納付することができないが、申立人に保険料を一括して納付した記憶は無く、具体的な納付額に関する記憶も無い。

加えて、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間直後の昭和45年4月から51年3月までの保険料を特例納付により納付し、51年4月から53年3月までの保険料を過年度納付で納付したことが社会保険庁のオンライン記録で確認でき、45年4月から60歳までの納付期間を試算すると25年となることから、申立人は国民年金

の受給権を確保するため特例納付等を行った可能性が高く、申立期間の保険料は納付していないものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 10 日から 43 年 4 月 1 日まで

申立期間はA市役所で臨時職員として複数の部署で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、期間は特定できないが、A市の臨時職員として申立期間中に複数の部署に勤務していたものと推認できるものの、A市では、当時の臨時職員の雇用に関する書類が保存されておらず、申立人の勤務実態について確認することができない上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

また、A市が保管している申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同被保険者資格喪失通知書には、申立人に係る厚生年金保険の資格取得及び資格喪失の記録は無い。

さらに、A市では、当時の臨時職員の厚生年金保険の加入基準について、「現在は週 27 時間以上の勤務で、かつ、2 か月を超える場合には厚生年金保険に加入させることになっており、当時も勤務時間や任用期間によって、厚生年金保険の加入、未加入を決定していたと考えられる。」としているところ、申立人を記憶している同僚は、「当時、短期間の臨時職員は厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料も控除されていなかったはずである。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票には、

申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、他の同僚は、「同時期に申立人ともう一人の二人が臨時職員として短期間雇用されていた。」と供述しているところ、申立人と一緒に雇用されたとする臨時職員は、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 903

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月5日から同年12月1日まで  
② 昭和33年4月1日から同年12月1日まで  
③ 昭和34年4月1日から同年12月1日まで

昭和31年から34年までA社に毎年4月から11月までの期間、季節雇用者として勤務していたが、すべての申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は昭和46年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び当時の事務担当者も既に死亡している上、当該事業所を承継するB社に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認することができなかった。

また、申立人がA社で一緒に勤務していたとする上司及び同僚の7人のうち連絡が取れた一人は、申立人と一緒に勤務していたとするものの、申立人の勤務期間についての記憶が無い上、残りの6人は死亡等により、申立人の勤務期間について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる6人に照会したところ、回答があった4人は、「申立人とは当該事業所で一緒に勤務していたが、勤務期間までは分からない。」と供述しているほか、このうちの一人は、「申立人は2年くらいしか勤務していなかったと思う。」としており、申立人がすべての申立

期間に当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人がすべての申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①に係る昭和32年は、申立人が同年6月5日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立期間②及び③において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 904

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 37 年 7 月 1 日から 39 年 9 月 9 日まで、A 社で勤務していたが、社会保険庁の記録では 37 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された写真及びA社における複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人が死亡しているため、申立人からは勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについては確認することができない。

また、A社に照会したところ、「当社が保管する申立期間当時に社会保険事務担当者が作成した厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得年月日は昭和37年12月1日と記載されている。このほかの資料は残っていないため、申立期間については分からない。」との回答があったため、当該名簿以外に、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに所在が特定できた同僚8人に照会したところ、入社年月を記憶している同僚5人全員が「入社してしばらくしてから厚生年金保険に加入した。」と回答しており、本人が記憶

している入社年月と社会保険事務所の記録による資格取得日を見ると、2か月から9か月後となっていることから、申立期間当時、当該事業主は社員を採用後ある程度の期間が経過してから厚生年金保険の加入手続を行っていたと推察できる。

加えて、前述の同僚の二人からそれぞれ提出された、同僚の入社当時の給料支払明細書により、当該事業所は入社直後から厚生年金保険料を給与から控除していないことが確認できる。

その上、当該事業所が加入しているB健康保険組合から提出された被保険者名簿の写しには、申立人の資格取得年月日が昭和37年12月1日と記載されており、社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 8 日から同年 12 月 6 日まで  
② 昭和 46 年 12 月 20 日から 47 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 56 年 3 月 20 日から 59 年 3 月 27 日まで  
④ 昭和 59 年 4 月ころから 62 年 2 月 21 日まで

申立期間①について、昭和 38 年に A 社(昭和 43 年 3 月の名称変更により、B 社)に入社し、45 年 8 月に退職するまで、当該事業所において継続して勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間①について、厚生年金保険の加入記録が無い。当該事業所は父親が興し、親族が経営する事業所であり、厚生年金保険の加入期間に欠落が生じるとは考えられない。

申立期間②について、昭和 46 年 12 月 19 日に他事業所を退職し、翌日の同月 20 日に B 社に入社し、49 年 9 月に退職するまで、当該事業所において継続して勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では、当該事業所での厚生年金保険の被保険者資格取得日は 47 年 2 月 1 日となっており、申立期間②について加入記録が無い。当該事業所が厚生年金保険の被保険者資格の取得日を誤って手続するとは考えられない。

申立期間③について、昭和 56 年 3 月 20 日に B 社に入社し、59 年 3 月 26 日に退職するまで、当該事業所において継続して勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の加入記録が無い。当該事業所が厚生年金保険の被保険者資格取得届及び資格喪失届の手続を失念するとは考えられない。

申立期間④について、昭和 59 年春(4 月あるいは 5 月)ころに B 社に入社し、62 年 2 月 20 日に退職するまで、当該事業所において継続して勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の加入記録が無い。当該事業所が厚生年金保険の被保険者資格取得届及び資格喪失届の手続を失念するとは考えられない。

申立期間のすべてについて、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 B社に照会したところ、「申立人が在籍していたことがあるのは間違いないが、当時の関係書類が無く、具体的な勤務期間及び厚生年金保険の適用状況については不明である。」との回答を得ている上、各申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

また、雇用保険の被保険者記録では、申立期間③の一部の期間を除き、申立期間①、②及び④について加入記録は無い。

- 2 申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚二人について、両人とも申立人を記憶していたが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

また、申立人の主張から、申立期間①当時、当該事業所における事務担当者であったと推察される者は、「私は社会保険関係の事務は行っておらず、申立人に係る申立期間①当時の厚生年金保険の適用状況については分からない。」と述べており、具体的な供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、連絡の取れた一人からは、申立人に係る申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において昭和38年12月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41年7月8日に資格を喪失した後、同年12月6日に同事業所において再度資格を取得しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、この間の健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、申立人の複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間②においてB社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間②当時、当該事業所における事務担当者であった者からは、申立人の厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

また、社会保険事務所の記録から申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者6人に照会したが、これらの者からは、申立人の厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 申立期間③について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人はB社において、申立期間③のうち昭和58年9月26日から59年3月26日までの期間について勤務していたと認められる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚一人及び申立人が名前を挙げた申立期間③当時、申立事業所の関係者であった者一人からは、申立人の厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

また、社会保険事務所の記録から申立期間③当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者二人に照会したが、申立人の厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間③に係る申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 申立期間④について、申立人から提出のあったC労働基準協会が証明するD講習の受講証明から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間④においてB社で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録から申立期間④当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は、連絡先が特定できず、申立人の厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間④に係る申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 6 申立期間のすべてについて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

- 7 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のすべてに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 906

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月31日から52年1月18日まで

昭和47年11月にA社に入社し、52年4月30日に退職するまで、同社において継続して勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

当該事業所において、継続して勤務している上、支店長及び常務取締役の役職に就いており、1年半もの間、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのは不自然であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録では、A社において、取得日が昭和47年11月1日、離職日が50年7月30日となっており、申立期間における加入記録は確認できず、申立期間前の申立人の厚生年金保険被保険者記録と合致している。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間当時の事業主に照会したところ、「申立人が勤務していたことは覚えているが、当時の関係書類が無く、申立人に係る具体的な勤務状況(役員であったかどうかも含め)及び厚生年金保険の適用状況等については不明である。」との回答を得ている上、商業登記簿謄本において確認できる役員3人について、二人は既に死亡しており、残る一人は連絡先が特定できず、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険の適用等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により申立期間前後の期間に当該事業所にお

いて厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したが、聴取できた7人からは、申立人についての供述を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において昭和47年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、50年7月31日に資格を喪失した後、52年1月18日に同社において再度資格を取得しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、この間の健康保険の整理番号に欠番は見られない。

その上、申立人が死亡しているため、勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについては確認することができない上、申立人の妻も、申立人の当該事業所での勤務経歴及び役員になったとされる時期等については不明であると述べており、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、当該事業所に係る商業登記簿謄本を確認したが、申立人が役員とされた記載は見当たらなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月28日から同年12月28日まで  
② 昭和29年2月24日から同年4月22日まで  
③ 昭和29年4月27日から同年7月25日まで  
④ 昭和29年7月27日から同年9月29日まで  
⑤ 昭和29年10月4日から同年12月1日まで  
⑥ 昭和29年12月6日から30年2月1日まで  
⑦ 昭和30年3月10日から同年6月4日まで  
⑧ 昭和30年6月9日から同年7月23日まで  
⑨ 昭和30年8月25日から同年10月19日まで  
⑩ 昭和30年10月24日から同年12月24日まで  
⑪ 昭和31年1月9日から同年2月5日まで  
⑫ 昭和31年9月10日から同年11月8日まで  
⑬ 昭和31年11月12日から同年12月21日まで  
⑭ 昭和31年12月27日から33年10月1日まで  
⑮ 昭和33年11月17日から34年9月14日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。私は脱退手当金を請求したことも無く、受け取ったことも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年9月の前後2年以内に資格

喪失した者 12 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 7 人が資格喪失日から約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 12 月 29 日に支給決定されているほか、社会保険業務センターに保管されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

申立期間はA社（現在は、B社）に臨時職員として勤務しており、損害保険の外貨換算の補助事務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、「当時の社員名簿において、申立人が在籍していたことは確認できず、また、当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書においても、申立人は該当が無い。」との回答があったとともに、B社健康保険組合に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認することができなかった。

また、申立人がA社で一緒に勤務していたとする同僚二人は、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に該当が無い上、当該同僚二人は、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された 22 人に照会したところ、このうち、当該事業所で申立人が従事していたと主張する海外損害保険事務の担当であったとの供述が得られた者一人及び人事・採用事務の担当であったとの供述が得られた者二人を含む 13 人から

回答があったが、これらの者は、いずれも、「申立人のことは知らない。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、当該人事・採用事務の担当であった者二人は、いずれも、「当時、厚生年金保険には正社員のみを加入させていた。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 909

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

申立期間はA社（現在は、B社）C営業所に勤務し、D業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社及びB社健康保険組合に照会したものの、いずれも当時の資料は廃棄されているため、申立人のA社C営業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認することができなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 11 人のうち、社会保険事務所の記録により、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる一人は「申立人とは一緒に勤務していたが、具体的な期間までは分からない。」と供述しているほか、当該 11 人のうち 3 人は、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に該当が無い上、他の 7 人は、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間前後にA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、同社における同保険加入期間の前後の期間においてE県に所在する他の事業所で同保険の加入記録が確認できるなどにより、同社のE県内の営業所等で勤務していたことがうかがわれ、かつ、生存及び所在が確認された者 6 人に照会したところ、回答があった 4 人は、いずれも、「申立人を知らない。」と供述しており、ほかに申立人が昭和 36 年 4 月 1 日から当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらな

い。

加えて、申立人が一緒に勤務していたとする同僚 11 人のうち、社会保険事務所の記録により、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる一人に照会したところ、「自分はF業務担当だったので、正社員として入社後すぐに厚生年金保険に加入できたが、当時、G業務担当者やD業務担当者は正社員ではなかったので、同保険には加入させていなかったと思う。」と供述している上、上述の被保険者 4 人のうち一人は、「自分はF業務担当であったが、G業務担当者やD業務担当者、H業務担当者等は出入りが激しかったので、長期間勤務する者であると所長が判断した場合を除き、ほとんどが正社員ではなく、厚生年金保険にも加入させていなかった。自分の夫も当時、同じ営業所でH業務を担当していたが、社員としての扱いではなく、社会保険の適用も無かったため、交通事故にあった際に苦労したことがあるので、申立人も同様だったのではないか。」と供述しており、当該 4 人のうち、申立人と同様にA社C営業所でD業務等に従事していたとの供述が得られた一人も、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から 3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、同保険の被保険者資格を取得する前に同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことを踏まえると、当時、当該事業所では、D業務等に従事する者については、採用後直ちに厚生年金保険に加入させることは無く、その後、時期は一定しないものの、営業所長の判断等により、被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 910

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月ころから 35 年 5 月ころまで

申立期間は、A社B支店C営業所（現在は、A社D支店）に正社員のE職従事者として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社B支店C営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社D支店及びA社健康保険組合に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等については確認することができなかった。

また、申立人がA社B支店C営業所で一緒に勤務していたとする同僚3人のうち、申立人と同様に昭和32年から当該事業所にE職従事者として勤務していたとの供述が得られた一人は、社会保険事務所の記録により、約3年後の35年4月1日に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる上、「当時、E職を含むF職は、採用時にはすべて臨時社員であり、自分も入社当初は日雇いの臨時社員であった。数年間の勤務実績が認められて、正社員ではなかったものの昭和35年4月から厚生年金保険に加入したが、同月以前に厚生年金保険料を給与から控除されたことは無い。また、正社員になったのは、36年に入社後初めて行われた全臨時社員を対象とした試験に合格してからであり、申立人はこの試験を受けずに退社したので、臨時社員のままであったはずである。」と供述している。さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において同社B支店で同保険の被保険者であったことが確認でき

る者のうち、同支店C営業所に勤務していたとの供述が得られた者も、「入社数年後に試験を受けて正社員となり、厚生年金保険にも加入した。同保険料はこの時から控除されるようになった。」と供述している上、社会保険事務所の記録により、自身が記憶する入社時点の4年後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、F職として採用した者について、採用後、一定期間をにおいて厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

一方、申立人が一緒に勤務していたとする同僚3人のうち、他の二人については、社会保険事務所の記録によると、申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できるが、両人が供述する入社時期は、いずれも、申立期間の10年前の昭和22年であるとともに、このうち一人は「自分はG職であった。」と供述していることから、いずれも、申立人や供述のあった同僚とは立場が異なっていたものと考えられる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 911

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月ころから 34 年 6 月まで

申立期間はA社B出張所にC職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の兄の供述から判断すると、期間及び身分（正社員か臨時社員であったか）の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA社B出張所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の1年後の昭和35年4月1日である上、社会保険事務所の記録により当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、生存及び所在が確認された6人に照会したところ、回答があった4人のうち申立期間において当該事業所で勤務していたとの供述が得られた二人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、いずれも同日であり、これらの者は申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無い。

また、A社に照会したところ、「申立人は、当社が保管する申立期間当時の厚生年金・雇用保険加入脱退一覧表に該当が無い。」との回答があり、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人は、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に該当が無い上、個人を特定することができないことから、これらの者から当該事業所

に係る同保険の適用状況及び申立人に係る同保険の加入状況について確認することができない。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間においてA社本社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された4人に照会したものの、当該期間において同社B出張所に勤務していた者は確認できないことから、同出張所が同保険の適用を受ける前の期間について同社本社で同保険に加入させる等の取扱いがあったことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 912

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで  
昭和 30 年 8 月から 49 年 6 月まで、A 社に B 職従事者として継続して勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 49 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、登記簿の記録により、当該事業所が解散した 53 年 1 月当時、当該事業所の事業主であったことが確認できる者に照会したものの、当時の資料は火災で焼失したため、申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 3 人のうち二人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、このうち一人は、「申立期間においては当該事業所に勤務していなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 19 人のうち、上述の同僚二人のうち一人を含む 6 人は、申立人と同様に昭和 35 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失し、36 年 2 月 1 日に同資格を再取得したことが確認できる上、このうち生存が確認された 3 人に照会したところ、同保険の加入期間に空白が生じた

理由について供述があった一人は、「当時、会社の取引先が倒産し、一時的に資金繰りが悪くなったことがあり、他の社員が『社会保険を掛けてもらわないと保険証が使えなくて困る。』と話していたのを何度か聞いたことがあるので、その当時は社会保険を掛けていないのだと思っていた。この期間は厚生年金保険料も控除されていなかったと思う。」と述べていることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、従業員の一部について、勤務が継続していた場合であっても同保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったものと考えられる。

なお、申立人は、「申立期間当時、当該事業所が新設した工場に同僚一人と共に派遣された。」と主張しているところ、社会保険事務所の記録によると、当該同僚（上述の同僚3人のうち他の一人）については、申立期間について厚生年金保険の加入期間が継続していることが確認できるが、申立人は、当該工場が新設された時期について、「昭和36年1月に社長から工場新設の話を聞き、同年2月から図面起こしなどの段取りを始めて同年4月に工場が完成した。」と具体的に供述していることから判断すると、当該工場新設の時期は申立人が当該事業所において同保険の被保険者資格を喪失した3か月後以降の時点であったと考えられることから、申立人の資格喪失と当該工場新設との間には特段の因果関係は無いものとするのが妥当である。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 913

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から 47 年 3 月 10 日まで  
昭和 42 年 12 月から平成 6 年 5 月まで、A社に継続して勤務しており、申立期間においてはB業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者の供述から判断すると、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成 18 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているほか、登記簿の記録により、当該事業所が解散した 18 年 11 月 30 日の時点において代表取締役であったことが確認できる者に照会したものの、当時の資料は火災で焼失しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、C健康保険組合が保管する第1種組合員台帳により、申立人が同組合員資格を取得したのは昭和 47 年 4 月 10 日であったことが確認できる一方で、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認

された7人に照会したところ、回答があった6人のうち、当時、当該事業所において総務担当役員であったとの供述が得られた一人は、「当時、作業場では請負として独立した者など厚生年金保険に加入させない者がおり、申立人も同様の取扱いであったと考えられる。特に、申立人は当時の社長の実弟でもあったことから、そのような事情でも無ければ、勤務が継続しているにもかかわらず同保険被保険者資格を喪失させることは考えられない。また、請負の者等については、厚生年金保険料を給与から控除することは無かった。」と供述しているほか、他の一人も、「当時、作業場がたくさんあり、請負の者など、厚生年金保険に加入していない者が多数いた。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたものではなく、請負等については厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものとするのが妥当である。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、申立人と同様に当該事業所で同保険被保険者資格をいったん喪失し、その後同資格を再取得した者が3人（上述の被保険者6人のうち一人を含む。）確認できるところ、このうち女性である一人については、照会の結果、申立人とは職種及び勤務場所が異なることが判明したものの、いずれも男性である他の二人のうち一人は既に死亡しているほか、別の一人は所在が不明であるため、これらの者から申立期間当時の勤務状況、同保険料の給与からの控除の状況等について確認することができない。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

また、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 914

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 2 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 50 年 4 月 2 日から同年 6 月 30 日まで、A社においてB業務及びC業務従事者として勤務していた。給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び申立人が名前を挙げた同僚の供述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、平成 12 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、14 年 12 月 3 日に解散しており、また、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

また、当該事業所の事務を担当していた事業主の妻からは、「申立期間当時、入社後間もなく辞めていく者も多く、勤務態度を見て厚生年金保険に加入させるか否かを決めており、一般的には、最低でも3か月、長い者では半年程度の勤務態度を見てから、厚生年金保険に加入させていた。例外的に入社と同時に厚生年金保険に加入させる場合もあったが、それは、会社関係者の紹介で入社した者についてである。申立人が3か月だけしか勤務していないとすると、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除していない。」との供述があった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人及び社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚4人の計5人について、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を見ると、採用時期から資格取得日までは一律ではなく、入社と同時に厚生年金保険に加入している者は、

一人のみとなっており、申立人が名前を挙げた同僚一人を含むほか4人は、いずれも厚生年金保険の加入が、入社後3か月から4か月後となっており、従業員ごとに異なることが確認でき、これは先の事業主の妻の供述と符合する。

そして、入社と同時に厚生年金保険に加入している同僚一人は、「先に当該事業所に勤務していた学校の先輩の紹介により、当該事業所に入社した。」と供述しており、先の事業主の妻の供述どおり、他の同僚と採用時の状況が異なっているが、申立人には、このような特別な状況が無い。

加えて、社会保険事務所が保管する、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前は記載されておらず、一方、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

その上、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、申立人も、厚生年金保険料を給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら、申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から同年 9 月 10 日まで  
② 昭和 31 年 9 月 26 日から 32 年 5 月ころまで

昭和 31 年 4 月に A 社（現在は、B 社）の C 市 D 地区の工場に勤務した。同年 5 月に、C 市 D 地区に新しく工場ができてからは、同工場に 32 年 5 月まで勤務した。

社会保険事務所に当該事業所の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、昭和 31 年 9 月の 1 か月しか厚生年金保険の加入期間が無いとの回答であった。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の労働災害に関する申立人の供述及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚 7 人のうち所在が特定できた同僚 4 人、及び社会保険事務所の記録から申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚 7 人の計 11 人に照会したところ、このうち、8 人が「当該事業所では、入社後、一定期間は、試用期間があった。この間は、厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述していることから、申立期間①当時、当該事業所には、一定期間の試用期間があったことが推定される。

また、これら同僚 11 人について、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を見ると、採用時期から資格取得日までは一律ではなく、入社と同時に厚生年金保険に加入している者は一人のみとなっており、申立人が名前を挙げた同僚 4 人を含むほ

かの10人は、いずれも厚生年金保険の加入が入社後1か月から7か月後となっており、従業員ごとに異なることが確認でき、これは先の同僚の供述と符合する。

このことから、当該事業所では、職種、身分等の何らかの基準により、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断し、入社後、一定期間を置いて厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測され、申立人についても、入社日から一定期間は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を給与から控除されていなかったものと考えられる。

- 2 申立期間②については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚7人のうち所在が特定できた同僚4人、及び社会保険事務所の記録から申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる前述の同僚11人に照会した結果においても、申立人が申立期間②に当該事業所に勤務していたことを裏付けるような供述を得ることはできなかった。

また、これら同僚11人について、本人が記憶している当該事業所を退職した時期と厚生年金保険の被保険者資格喪失日との関係をみると、いずれも、退職した時期と同時に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているか、又は退職した時期よりも後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立人と同様に退職した時期より先に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとする者は確認できない。

- 3 さらに、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について、事業主に照会したところ、事業主は、「当時の関係書類が無く、また、当時の状況を承知している者もないため、不明である。」と供述している上、両申立期間当時の社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

加えて、両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。